

授業料徴収猶予申請者及び月割分納申請者 各位

平成27年度後期分授業料徴収猶予及び

月割分納の許可について

さきに申請のありましたこのことについて、申請者全員の許可が決定しましたので、お知らせします。

徴収猶予許可者

平成28年3月28日(月)に引き落とされますので、前日までに指定口座に授業料 267,900 円 (法科大学院・会計専門職大学院・長期履修学生は金額が異なります)以上の残高があることを確認してください。

※平成28年3月卒業又は修了予定者は、平成28年2月24日(水)に引き落とされますのでご注意ください。

月割分納許可者

下記の日程で引き落とされますので、指定口座に月額 44,650 円 (法科大学院・会計専門職大学院・長期履修学生は金額が異なります)以上の残高があることを確認してください。

平成27年11月25日(水)	2ヶ月分	} 1ヶ月分ずつ
平成27年12月22日(火)		
平成28年1月26日(火)		
平成28年2月24日(水)		
平成28年3月28日(月)		

※平成28年3月卒業又は修了予定者は、平成28年2月24日(水)に2ヶ月分引き落とされますのでご注意ください。

平成27年10月23日
学生支援課経済支援係